

[法第8条の4]

令和5年 5月 一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却施設]

対象期間: 令和5年5月1日 ~ 令和5年5月31日

作成日: 令和5年6月15日

施設名: エコクリーン松江

焼却した一般廃棄物の種類及び数量[規則第4条の第1号イ]

種類	数量(単位)
可燃ごみ	5,800.13 (t/月)
不燃ごみ	(t/月)
粗大ごみ	(t/月)
し尿等汚泥	(t/月)
その他	(t/月)

燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規則第4条の7第1号ロ]

	排ガス温度	集塵機入り口ガス温度	排ガス中一酸化炭素濃度
測定位置(*1)	インターネット上での掲載が困難なため、エコクリーン松江にて閲覧願います。		
測定結果が得られた日			
測定結果(*2)			

ばいじんの除去の実施状況と措置[規則第4条の7第1号ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	機械による連続排出	機械による連続排出

排ガスの分析結果[規則第4条の7第1号ニ](\*3)

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置(*1)		インターネット上での掲載が困難なため、エコクリーン松江にて閲覧願います。	
採取した年月日		1号炉: 令和5年5月24日 2号炉: 令和5年5月26日 3号炉: 令和5年5月25日	1号炉: 令和5年5月24日 2号炉: 令和5年5月26日 3号炉: 令和5年5月25日
測定結果が得られた日		1号炉: 令和4年6月8日 2号炉: 令和5年6月8日 3号炉: 令和5年6月8日	1号炉: 令和5年6月15日 2号炉: 令和5年6月15日 3号炉: 令和5年6月15日
ダイオキシン類			1号炉: 0.0020 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 2号炉: 0.000310 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 3号炉: 0.00000190 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup>
全水銀		1号炉: 15.0 (µg/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 2号炉: (※9.45)240 (µg/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 3号炉: 4.9 (µg/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup>	2号炉については、基準値を超過したため、30日以内に3回の再測定をおこなった。 評価値9.45 µg/m <sup>3</sup> N
ばいじん量又はばいじん濃度	硫黄酸化物	1号炉: 1未満 (m <sup>3</sup> N/h) <sup>*4</sup> 2号炉: 1.0 (m <sup>3</sup> N/h) <sup>*4</sup> 3号炉: 1未満 (m <sup>3</sup> N/h) <sup>*4</sup>	
	ばいじん	1号炉: 0.001未満 (g/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 2号炉: 0.001未満 (g/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 3号炉: 0.001未満 (g/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup>	
	塩化水素	1号炉: 8 (mg/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 2号炉: 11 (mg/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 3号炉: 11 (mg/m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup>	
	窒素酸化物	1号炉: 16 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 2号炉: 22 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup> 3号炉: 22 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N) <sup>*4</sup>	

\*1 焼却炉のフロー図に明記すること。

\*2 連続記録紙を添付すること。

\*3 計量証明書を添付してもよい。

\*4 単位を記入すること。